

第三節 帝国憲法発布と国会開設

1 憲法発布

明治二十二年（一八八九）二月十一日、今でいう明治憲法が制定された。この憲法は、君主の意志によって制定された欽定憲法で、伊藤博文らが中心となって準備され、数年間をついやして漸く発布となったものである。

憲法発布の日には、東京はじめ各地でお祭りさわぎが演じられたが、発布の日まで内容を知らされなかった国民は、憲法発布の意味することもわからずに、たださわぎ立てていたのである。読売新聞社刊『日本の歴史』には、憲法発布を「絹布の法被（はっぴ）」をくださるのだと間違えて喜んでいた人もあったと当時の笑話を述べているが、一般の人々も五十歩百歩であったかも知れない。

東京のお膝元でさえこの通りであってみれば、遠く離れた東北地方などは尚更のことであろう。「蚕桑村役場日誌」^{〔蚕桑村文書〕}のその日の記事を見ると、

二月十一日

吹雪 紀元節 憲法発布式ニ付休暇

と極めて簡単である。提灯行列も旗行列もなく休暇であったところをみると、やはり明治憲法の重みを実感としてつかみ得なかったのかも知れない。

憲法の制定により、日本はアジアで最初の近代的立憲国家となった。そして立法府として、貴族院・衆議院の両院

からなる帝国議会がもうけられ、国民は衆議院議員選挙法による選挙を通して、初めて国の政治に参加することができるようになった。しかし、選挙権をもつ人は、直接国税一五円以上納付している二十五才以上の男子に限られていたから、その数は、国民の一パーセントに過ぎなかった。その頃の直接国税は、地租が主なものであったが、地租一五円を納める人といえば、東日本は田地二町歩をもつ地主であった。

第一回の衆議院議員の選挙は、明治二十三年七月一日に行なわれた。山形県内の選挙区と定員は次の通りであった。

- 第一区 山形市、東西南村山郡 定員二名
- 第二区 米沢市、東西南置賜郡 〃一名
- 第三区 東西田川郡、飽海郡 〃二名
- 第四区 北村山郡、最上郡 〃一名

選挙当日の「蚕桑村役場日誌」には、

本日衆議院選挙投票、大字横田尻金沢寺ニ開設シ会スル者百六名本日ノ立会人ハ小林清五郎、船山仁助、佐藤文弥、本木宇左エ門、中川嘉兵衛トス

と記されている。当時の蚕桑村の戸数・人口を調べてみると、同村「役場日誌」の明治二十二年七月一日の項に次のように書いてある。

士族五十戸 平民四百六拾三戸
総人口 三千三百三拾三人
内男 千六百七拾三人

女 千六百六拾人

この数字からみて、蚕桑村の第一回衆議院議員選挙に会する者（投票者）一〇六人というのは、かなり多いとみてよいのではあるまいか。ちなみに第二回の選挙の状況をみると、投票者数は一一一名となっている。

この選挙では、米沢市の五十嵐力助が一、四四一票を得て当選しているが、第一回から明治三十一（一八九八）年八月十日の第六回選挙までは小選挙区制で実施され、明治三十五年八月十日の第七回選挙から、市部・郡部に分れ、郡部は定員六名の大選挙区制となった。

この制度が大正六年（一九一七）四月二十日実施の第十三回選挙まで続き、大正九年五月十日実施の第十四回選挙から選挙区がまた変更され、郡部が、南東西村山郡（定員 二名）、南東西置賜郡（定員 一名）、東西田川・飽海郡（定員 三名）、最上・北村山郡（定員 一名）と分れた。この間、現白鷹町内からの立候補者並びに当選者はいない。

2 教育勅語発布

明治二十三年（一八九〇）十月三十日に、教育に関する勅語が下賜された。当時は西欧の自由主義的な思想が広まり、民権運動もかなり盛んになってきていたが、そうした風潮も德育の退廃として受けとめた政府並びに地方官僚は、国家中心・国家至上主義に則った德育の基準を示すことが肝要であるとして、この教育に関する勅語の下賜となったものである。

この勅語は、普通「教育勅語」と言われているが、教育だけでなく「常ニ国憲ヲ重ンジ国法ニ遵ヒ」とあるように、国民生活全般の規範となった。しかもその内容は忠孝を中心とした儒教的な家族国家、ひいてはその思想の上に立った国家主義的な色彩の濃いもので、時の政府はこれによって教育面から国家主義の徹底をはかろうとした。そのため、教育勅語下賜の翌日、勅語奉載について次のような訓令を全国の学校に出している。

謹んで惟ふに我が天皇陛下深く臣民の教育に軫念したまひ茲に忝しく勅語を下したまふ顕正職を文部に奉し躬重任を荷ひ日夕省思して嚮ふ所を愆んことを恐る今勅語を奉承して感奮措く能はず謹て勅語の謄本を作り普く之を全国の学校に頒つ凡そ教育の職に在る者須く常に聖意を奉体して研磨薰陶の務を怠らざるべく殊に学校の式日及其他宜時を定め生徒を会集して勅語を奉読し且意を加えて諄々誨告し生徒をして夙夜に佩服する所あらしむへし

〔蚕桑村
文書〕

こうした政府の姿勢を受けて、地方でもまた所轄学校へ次のような指示を出している。

教育ニ関スル勅語拝読式挙行ノコト

郡 市 役 所

勅語ヲ下サセ給ヒタルニ付部内公私立学校ニ於テ拝読式ヲ挙行セシムヘシ

明治二十三年十一月十日

山形県知事 長谷部 辰 連

教育ニ関スル勅語奉読式心得ノコト

郡 市 役 所
町 村 役 場

明治二十三年十月三十日教育ニ関シ下シ給ヒタル勅語ハ自今左ノ心得ニ抛リ各学校ニ於テ奉読式ヲ挙行セシムヘシ
明治二十四年三月十二日

山形県知事 長谷部 辰 連

勅語奉読式心得

- 一、勅語奉読式挙行ノ日ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一月一日 紀元節 神武天皇祭 天長節 卒業証書授与式日 夏季休業後始業ノ当日
 - 一、式場ニハ全校ノ生徒ヲ会シテ整列セシメ式ノ始終ハ最謹厳静肅ナラシムヘシ但学校ノ都合ニ依リテハ生徒ヲ区分シ数次ニ式ヲ行フコトヲ得
 - 一、勅語ハ学校長（首座教員）之ヲ奉読スヘシ
 - 一、市町村立学校ノ奉読式ニハ市町村長他学事ニ関係セル吏員等ハ成ルヘク之ニ参席スヘシ
- 御真影・教育勅語謄本奉置場所ノコト

郡市役所

町村役場

学校へ下賜セラレタル

天皇陛下

皇后陛下ノ御真影並ニ教育ニ関シ下シタマヒタル勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ

明治二十四年十一月廿四日

前掲
文書

こうした一連の文書を見ても、当時の政府が、この教育勅語によって、如何に強く国家主義思想を国民に植えつけようとしたかが伺える。と同時に、学校の式典の折々には必ず奉読された教育勅語が、こうした政府の強い指示によるものであったことも忘れてはいけなからう。

再び「蚕桑村役場日誌」を見てみよう。明治二十三年十一月四日の項に、次のように書いてある。

去月三十日教育ニ関スル詔勅アリ 官報第二千二百三号ナリ

政府がこのように力を入れた教育勅語ではあるが、末端の町村では、それを官報で知り得たに過ぎない様である。

当然のことながら、この勅語にかける政府の意図などはかり知ることもできず、後になってあわてたのではあるまいか。

しかし、その後は政府の指示がよく守られ、昭和二十年八月の第二次世界大戦終結前に学校生活を送ったすべての人が経験したように、学校の式典毎に勅語は奉読され、奉読中は頭を下げ、鼻水をすすりあげることもならない程厳粛なものであった。そうした中で、教育勅語は徳育の背骨的な役割を荷い、修身教科書の第一頁に載せられ、その本を開く時は必ず頭上高くいただくという躰が小学校時代から叩き込まれてきたわけである。

3 民法の制定

江戸時代までは統一的な民法などはなかったが、明治政府は国内の体制を先進国に近づけるため、先進国にならって国内法の整備を図った。民法の制定もその一つで、初め明治二十六年から施行される予定であったのが、その内容があまりにも西欧的であり、我が国古来の家族制度をこわすものとして、「民法いでて忠孝亡ぶ」とまで言われて反対され、修正されて、明治三十一年（一八九八）から施行された。

この民法の特徴の一つは、家督相続にあらう。これは江戸時代、それも特に武士階級の相続形態を採用したもので、「家」の長である戸主の権限を強め、それによって「家」を守ろうとしたものと言えよう。実際にその条文を見てみよう。

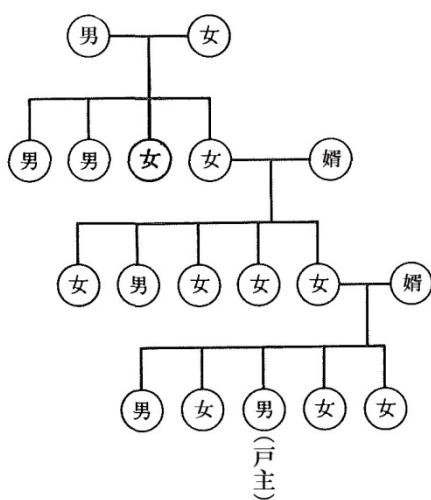
第七四七条 戸主ハ其家族ニ対シテ扶養ノ義務ヲ負フ

- 第七四九条 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス（略）
第七五〇条 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（略）
第八〇一条 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス

この僅かの条文からみても分かるように、戸主の権限は絶対的なものであった。それは家族全員の扶養、祖先の祭祀などという責任もあつたためかも知れないが、最大の理由は「家」というものを守ることにあつたのである。この戸主の地位の相続が「家督相続」であるが、相続形態は直系の子孫のうち親等の近いもの、同親等では男が優先したから、長男の家督相続の例が最も普通であつた。

では、この民法の精神は実際にはどうであつたらうか。次の例をみてみよう（第7図）。

第7図 長子相続の例



このような例は白鷹町に限らず、置賜地方一円で普通に見られたものである。民法の家督相続の順序からすれば、第二代は第三子の長男、第三代は第四子の長男が相続すべきであるが、いずれも第一子の長女が婿をとって家督相続している。姉家督相続と呼ばれるものである。

では何故姉家督相続の形態がとられたのであろうか。それは「家」の制度のためである。当時財産は家族一人一人のものではなく、「家」のものであつた。従つて働き手を早く得ることは、それだけ「家」の財産を守り易くすることとなり、「家」が安泰となつたのである。一見民法の条文とは異なるように見えていても、逆に民法のねらいとする「家」制度の強化に役立っているのである。しかし、この姉家督相続をしている人たちは、そのように民法を

意識しているわけでは決してない。それは自分たちの生活を守る手段として考え出したものなのである。

一方家督相続制度は、次・三男の力を弱める結果になった。経済的基盤の弱い次・三男が生きてゆくためには、家を出なければならぬ。兵隊検査までは家に手伝ったとしても、その後は自分の道を選ばねばならなかった。ある者は婿養子の道を、ある者は兵役から下士官を志願して軍人の道を、ある者は単身上京して、職人や商人の家に年季奉公する丁稚の道を選んだ。これらの道は決して平坦ではなく、時として農村の悲劇をもたらしたし、反面立志伝中の人を生むことにもなった。